

別表 1（第 5 条関係）

簡 易 公 開 調 達 公 告

公益財団法人和歌山県文化財センターパソコン賃貸借（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号）第 108 条の規定に該当するもの）について、次のとおり簡易公開調達を行うので公告する。

令和 7 年 9 月 10 日

公益財団法人和歌山県文化財センター
理事長 櫻井 敏雄

1 簡易公開調達に付する事項

（1）事業年度

令和 7 年度

（2）調達業務の名称

公益財団法人和歌山県文化財センターパソコン賃貸借

（3）調達業務の内容

パソコン賃貸借

（4）契約期間

令和 7 年 10 月から 4 年

2 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

（1）自治法令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（2）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加者の資格に関する要綱（令和 5 年和歌山県告示第 1000 号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者の名簿の業務種目が「14-02 事務機器リース・レンタル」であること。

（3）和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和 5 年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けているものでないこと、又は文化財センター理事長により入札参加資格の取消し又は入札参加の停止を受けているものではないこと。

（4）和歌山県内に本店を有する者であること。

（5）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成 20 年制定）に規定する排除措置を受けているものではないこと。

（6）会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続き又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

3 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

（1）場所

公益財団法人和歌山県文化財センター事務局

和歌山市岩橋 1263 番地の 1

(2) 期間

令和 7 年 9 月 10 日（水）から令和 7 年 9 月 17 日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

(3) 質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、令和 7 年 9 月 10 日（水）から令和 7 年 9 月 12 日（金）までの間において、文化財センター事務局に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、簡易公開調達説明書のとおり

4 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間（提出期限）

(1) 場所

公益財団法人和歌山県文化財センター事務局

和歌山市岩橋 1263 番地の 1

(2) 期間（提出期限）

令和 7 年 9 月 10 日（水）から令和 7 年 9 月 17 日（水）までの県の休日を除く日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

5 簡易公開調達の方法に関する事項

(1) 簡易公開調達は、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

(2) 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、見積者（見積書を提出する者という。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記入すること。

(3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び調達業務の名称を表示すること。

(4) 郵送により見積書を提出する場合には、封筒（封皮に見積者の氏名及び調達業務の名称を表示したもの）に密封した見積書を令和 7 年 9 月 17 日（水）午後 5 時 00 分までに、文化財センター事務局へ必着させること。

(5) その他見積もり方法の細目については、簡易公開調達説明書のとおり

6 簡易公開調達の無効に関する事項

本公告に示した簡易公開調達資格のない者がした見積もり及び簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で 2 に掲げる要件を満たしていない者のした見積もり

は、無効とする。

7 落札者の決定に関する事項

(1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、簡易公開調達説明書に記載しておりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめることがある。

見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めたときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

(2) この簡易公開調達の開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。）は、見積書の提出期限後直ちに、文化財センター事務局の複数の職員により行うものとする。

(3) 和歌山県財務規則第 109 条の規定により同規則 102 条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該見積者に代わって当該開札事務に関係のない文化財センター事務局の職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が 2 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、当センターは落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

8 契約書の要否

要

9 その他

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する機関の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

公益財団法人和歌山県文化財センター事務局

(2) 所在地

和歌山市岩橋 1263 番地の 1

郵便番号 640-8301

電話番号 073-472-3710

ファクシミリ番号 073-474-2270